

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1) 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービス及びこれに付随するサービス	① 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 200%または充足 1 件につき 2,000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 ② ①に付随するサービスを提供した場合、当該求人の年間想定賃金を基準に、①の金額を上限として求人者と合意した金額とします。手数料の負担者は求人者とします。
2) 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービス	① 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 200%または充足 1 件につき 2,000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 ② ①に付随するサービスを提供した場合、当該求人の年間想定賃金を基準に、①の金額を上限として求人者と合意した金額とします。手数料の負担者は求人者とします。

※1 労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※2 上記手数料に消費税は含まれておりません。

※3 当社からの紹介により採用された求職者が、入社後 6 か月以内に、明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合は、当社が受領した紹介手数料（コンサルティングフィー）のうち、下記の割合を求人者に返戻いたします。

入社日から起算して 1 か月以内に退職した場合	コンサルティングフィーの 80%
入社日から起算して 1 か月を超え 3 か月以内に退職した場合	コンサルティングフィーの 50%
入社日から起算して 3 か月を超え 6 か月以内に退職した場合	コンサルティングフィーの 10%

返戻のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとします。翌々月 1 日以降のご請求については、理由の如何を問わず返還できないものとします。

2026 年 8 月
株式会社シセイハンス